

利用料金一覧（介護保険）

令和6年6月1日報酬改定より

『基本部分』時間区分	訪問看護基本料金	介護予防訪問看護基本料金
20分未満（週1回以上の契約）	3,140円（314単位）	3,030円（303単位）
30分未満	4,710円（471単位）	4,510円（451単位）
30分以上1時間未満	8,230円（823単位）	7,940円（794単位）
1時間以上1時間30分未満	11,280円（1,128単位）	10,900円（1,090単位）

* 同一建物10%減算《介護・予防介護：時間外料金》
 早朝（6時～8時）・夜間料金（18時～22時）基本料金の25%増し
 深夜（22時～6時）基本料金の50%増し

『加算』

加算の種類	加算の要件	基本利用料	利用者負担金 1割りの場合
複数名訪問加算Ⅰ	同時に看護師等との30分未満の訪問（1回につき）	2,540円	254円
	上記30分以上の訪問（1回につき）	4,020円	402円
複数名訪問加算Ⅱ	同時に看護補助者との30分未満の訪問（1回につき）	2,010円	201円
	上記30分以上の訪問（1回につき）	3,170円	317円
緊急時訪問看護加算Ⅰ	利用者の同意を得て、利用者またはその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制にあり、緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する業務管理体制が行われている（ひと月につき）	6,000円	600円
特別管理加算	特別な管理を有する利用者に対し（ひと月につき）重症度別	(Ⅰ) 5,000円 (Ⅱ) 2,500円	(Ⅰ) 500円 (Ⅱ) 250円
※ターミナルケア加算	利用者の死亡日前日14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	25,000円	2,500円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1日につき）	3,000円	300円
退院時共同指導加算	退院にあたって退院後の在宅生活における療養上必要な指導を行ったとき（原則1回・厚生労働大臣が定める疾病等の場合2回）	6,000円	600円
初回加算Ⅰ	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して退院・退所した日に訪問看護を提供した場合（初回のみ）	3,500円	350円
初回加算Ⅱ	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して訪問看護を提供した場合（初回のみ）	3,000円	300円
サービス提供体制加算Ⅱ	厚生労働大臣が定める基準に適合している訪問看護を行っている（1回につき）	30円	3円
看護体制強化加算（要支援の方）	医療依存度が高い利用者への訪問介護体制を整えている（算定要件を満たした場合 ひと月につき）	1,000円	100円
看護体制強化加算Ⅱ（要介護の方）		2,000円	200円

専門管理加算	専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合（ひと月につき）	2,500 円	250 円
口腔連携強化加算	利用者の口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関およびケアマネジャーに対し当該評価結果を情報提供した場合（ひと月につき）	500 円	50 円

※ターミナルケア加算は介護予防訪問看護には加算されません

『その他の利用料金』

切手代金

利用料金請求書・領収書を送付の場合は切手代金を頂きます。

交通費

実施地域を超えた時点から片道：
5 k m未満 150 円（税込 165 円） 5~10 k m未満 250 円（税込 275 円）
10~15 k m未満 350 円（税込 385 円） 15~20 k m未満 500 円（税込 550 円）
20~30 k m未満 600 円（税込 660 円） 30~40 k m未満 700 円（税込 770 円）

死後処置料

自宅にて処置（医療機器類の始末・カテーテル等の処置・外観を整える等の死後のケア）を行った場合
15,000 円（税込 16,500 円）（材料費 5,000 円（税込 5,500 円）別途希望時）

※休業日の死後の処置料は 25%増しとする。

営業日・休業日とも時間外加算あり（6~9 時、17 時~22 時は 25%増し、22~6 時は 50%増し）

キャンセル料

キャンセル料は不要とします。

体調や容体の急変、やむを得ない事情がある場合はお申し出ください。

事前にキャンセル確認ができる場合は、お早めにご連絡ください。

長時間訪問看護利用料

30 分毎 3,000 円（税込 3,300 円）（6 時~9 時、17 時~22 時は 25%増し、22 時~6 時は 50%増し）

1 時間 30 分を超える訪問看護提供を行い、保険による加算対象にならない場合

保険外訪問看護利用料

30 分毎 3,000 円（税込 3,300 円）（6 時~9 時、17 時~22 時は 25%増し、22 時~6 時は 50%増し）

外出支援等保険が適用できない場合